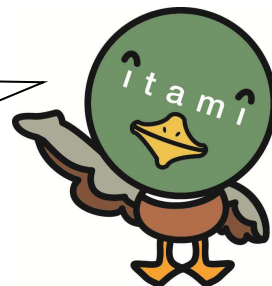


未熟児養育医療について

身体の発育が未熟なまま出生した乳児（いわゆる未熟児）で、医師が指定養育医療機関における入院養育を必要と認めたものに対して養育医療の給付を行います。ただし、給付は入院医療に限られます。



1. 給付対象

出生体重が2,000グラム以下のもの

生活力が特に薄弱であって医師が入院を必要と認めたもの

※医療費助成が受けられる医療機関は、全国の指定された養育医療機関です。

2. 費用負担

入院医療費のうち、保険適応後の自己負担額および入院時食事療養費の自己負担額が公費負担の対象です。下の囲み内のものは対象外のため、自己負担になります。

健康保険扱いにならないもの

- 室料の差額 ●寝衣代 ●おむつ代 ●薬のピン代 ●歯の特殊な治療
- 予防接種 ●健康診断 ●その他自費（保険外）の扱い分

3. 申請方法

下記(1)～(5)の書類等と、印鑑をお持ちのうえ、保健センターまで提出してください。申請手続きは、出生後すみやか（出生後15日以内）に行ってください。なお、16日以降に提出された場合は、診療初日の医療費からではなく、受付日からの適用となる場合がありますのでご注意ください。

(1) 養育医療給付申請書

(2) 養育医療意見書（主治医が記載）

(3) 対象児と同一世帯の者全員（18歳未満の未就労者を除く）の市民税・県民税課税証明書（直近のもの）

*伊丹市で課税状況が確認できる方は省略出来る場合があります

(4) 扶養義務者の「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」またはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」

*但し、令和6年12月1日時点で発行されている健康保険証でも、最大1年間は有効です。

(5) 申請者・同意者のマイナンバー確認のための、個人番号カードまたは通知カード

4. その他

未熟児養育医療の給付決定にあたり、必要な範囲での住民情報および課税情報の閲覧をいたしますのでご了承ください。

お問い合わせ先：伊丹市立保健センター 養育医療担当

TEL 072-784-8034 Fax 072-784-3281

〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番地1

(R6.12.2改)